

OECD、各国政府にリスク管理の強化を呼びかけ

2009年2月25日-経済開発協力機構(OECD)はこのたびレポートを発表し、「各国政府は危機に迅速かつコスト効率よく対応すべきであり、そのためには大規模災害対策を優先し、民間セクターと密接に連携することが重要である」と提言しました。

スイス再保険会社(以下、スイス・リー)とオリバー・ワイマンの共同執筆による「カントリー・リスク管理のイノベーション」と題したレポートは、現在の相互依存社会においては、個々の事象が大規模な災害につながる可能性があるとして報告しています。例えば、一部の経済セクターで起こった危機が今回の金融危機のように連鎖的に世界中に波及する可能性を指摘しています。

OECDのリスク政策アナリスト、ジャック・ラディッシュは次のように警告しています。「政府は洪水や地震など特定の事象を大規模リスクとして取り上げる傾向にあります。しかしながら、省庁、規制当局は縦割り行政で、リスクが複雑に絡み合っている現代の世界に適応できません。今回の金融危機は、社会で直面するリスク管理を徹底することの重要性をよく表しています」

協調的なリスクアプローチに向けた前進

今回 OECD が実施した調査対象国は、カナダ、日本、オランダ、シンガポール、英国、米国の6ヶ国で、それぞれ自然災害、大規模な事故、テロ、パンデミックなど潜在的リスクの「あらゆる危険性」に対処する方針を定めています。例えばシンガポールでは、政府機関全体でリスクに対する認識を高めることを目的に、統合リスク管理(WOG-IRM)の枠組みを導入しています。

オリバー・ワイマンの共同経営者、アレックス・ヴィッテンベルグは次のように分析しています。「リスク全体を俯瞰することで、それぞれの国が戦略的に行動し、最優先分野に有限の資源を集中させることができます。また、中央政府、地方自治体、市町村間のみならず、民間セクターとの連携により実施することができます。調査対象国のほとんどで主要インフラの80%以上を民間セクターが占めている以上、官民が幅広い分野で協力することが必要です」

調査対象国政府の成果として、国民のリスクに対する認識向上、危険への備えや防止、保険に対する意識向上のための施策が挙げられています。イギリスは他国にさきがけ、「国家リスク一覧」でさまざまなシナリオを発表し、リスクについての啓蒙を図っています。オランダ政府は早期警告システムを導入し、洪水の被害を受けやすい地域を改善するための本格的なシミュレーションを実施、また、日本では国民に対して大規模な「国家災害防止」活動への参加を呼びかけています。

カントリーリスクマネジメント

各国のリスク管理の透明性と説明責任を高める手段の一つとして、民間の最高リスク責任者に相当する「カントリーリスク責任者」の創設があります。

スイス・リーのチーフ・リスク・オフィサー、ラージ・シンは次のように述べています。「カントリーリスクの担当者、グループおよびネットワークの任務は、あらゆる危険に対するリスク評価と軽減措置を調整し、目の前のリスクへの対応について政府全体のコミュニケーションの窓口となることです。これにより縦割り行政を回避し、異なる政府部門間で競合する優先事項をめぐる矛盾に対応できるようになります。また必要に応じてカントリーリスク責任者が民間と連携をとります」

調査対象国 6 ケ国のアプローチはこのモデルを完全に反映しているとはいえませんが、いずれもリスクポートフォリオ全体を幅広い視点で把握しています。具体的には、リスク分析に欠かせない情報の共有と統合を促進するために、これまで分割されていた中央政府の部門を統合、改編する取り組みなどが考えられます。小規模でありながら強力な権限を持つ国家元首直属の組織を創設し、個別の政府機関の調整を図ることも有効とされています。

- カナダでは、自然災害や犯罪、テロから国民を守る連邦政府官庁間の調整を徹底するため、2003年に公共安全カナダ（PSC：Public Safety Canada）が発足。
- 日本は、有力政治家や技術専門家をメンバーに、日本の災害管理計画を策定し実施する横断的組織である中央防災会議を2001年に創設。
- 米国は、2002年、22の政府機関を統合して国土安全保障省（DHS）を創設。米国国土安全保障会議（HSC）は大統領に国土安全保障についての助言を行い、安全関連活動の調整を図るほか、国土安全保障政策の策定と実施を促進。
- 2000年問題、燃料の高騰を発端とする2000年の抗議活動、2001年の手足口病の流行などを機に、イギリスは内閣府内に民間緊急事態事務局（CCS）を設立。

リスクの移転に向けた官民の連携

各国政府が抱える重要課題の1つは、災害対策に必要な資金を準備し、援助を必要としている地域に対し迅速に支援を行うことです。レポートは、大規模災害時のキャッシュフローを強化するため、「事後」だけでなく「事前の」リスク資金調達法を検討するよう提言しています。「事前の」取り決めがあれば災害が発生する前に財政援助が確保でき、変貌するリスクへの適応に役立ちますが、「事後の」補償では公的資金が利用できるようになるまでに時間がかかります。

「事前の」アプローチを支援するOECDでは、保険やごく最近出てきた民間のリスク移転が政府によるリスク移転に果たす役割は明らかであるとしています。災害が事前に定められた規模に達すると受益者への支払が開始される「災害債」などがその一例です。但し、研究では、民間の災害保険が高額すぎる、あるいは不足している場合にのみ政府主体の大規模保険やリスク移転プログラムを実施すべきとしています。

このレポートでは、土地利用計画や建築法をより良く執行するなど、国家と民間が連携してリスクへの認識を高めたり、政府が民間市場の有効性を高める方法、その他、民間保険の利用を高める方法として、「災害プール」用に指定した保険支払準備金に税の優遇措置を設けることなどを記載しています。

レポートは以下のURLからダウンロードいただけます。

<http://www.oecd.org/dataoecd/33/18/42226946.pdf?contentId=42226947>